

【体育館(一般公共の用に供されるもの)】

番号	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	呉市体育館	呉市中央4丁目1-1	体育館	別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(2001年版)	Is=0.23 Is/Is0=0.32 CTU・SD=0.17	耐震改修済み	H29.9~H30.9	IS0=0.7

附表 耐震診断の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(抜粋)

別表2

耐震診断の方法		耐震診断の方法構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		(地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。)	(地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。)	(地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。)
(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s / I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s / I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$

※別表1, 2の構造耐力上の主要な部分地震に対する安全性については、震度6から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合にあっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
 損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

※別表2に掲げる耐震診断の方法のうち、(4-1)から(5-6)、(11)、(12)の方法における安全性の区分については、補正係数(表中U及びI_{so}を算出する
 際に用いるU)1.0とした場合を示している。